

相続手続

相続とは、亡くなられた方の財産（すべての権利や義務）を、特定の方が引き継ぐことをいいます。このとき、亡くなられた方を「被相続人」、財産を引き継ぐ方を「相続人」といいます。

相続人の確定や手続のため、戸籍謄本や住民票、印鑑証明書が必要になる場合があります。

※戸籍謄本や住民票については、55ページの「戸籍や住民票について」をご確認ください。

※相続のための便利な制度があります。詳しくは63ページの「法定相続情報証明制度」をご確認ください。

遺言の確認

- 遺言の有無や内容によって相続の手続は変わるため、まずは、遺言書の有無を確認しましょう。
- 公正証書遺言以外の形式で遺言が残されていた場合は、家庭裁判所に遺言書を提出し、検認の手続きが必要となります。

問い合わせ先 東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331

相続放棄及び限定承認

- 被相続人の資産や負債などの権利や義務の一切を引き継がず放棄することを「相続放棄」といいます。また、限度付きの相続を行うことを「限定承認」といいます。
- いずれの手続も、相続発生的事实を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。3か月以内に決められない場合には、「相続の承認または放棄の期間の伸長」の申請を行いましょう。詳しくは家庭裁判所にお問い合せください。

問い合わせ先 東京家庭裁判所家事訟廷事件係 ☎03-3502-8331

相続税

- 相続税には、基礎控除額が設定されています。相続財産が基礎控除額を超えた場合、相続税の申告・納税が必要です。
- 相続財産を取得された方は、相続の開始があったことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、申告・納税が必要です。

問い合わせ先 小石川税務署 ☎03-3811-1141、本郷税務署 ☎03-3811-3171

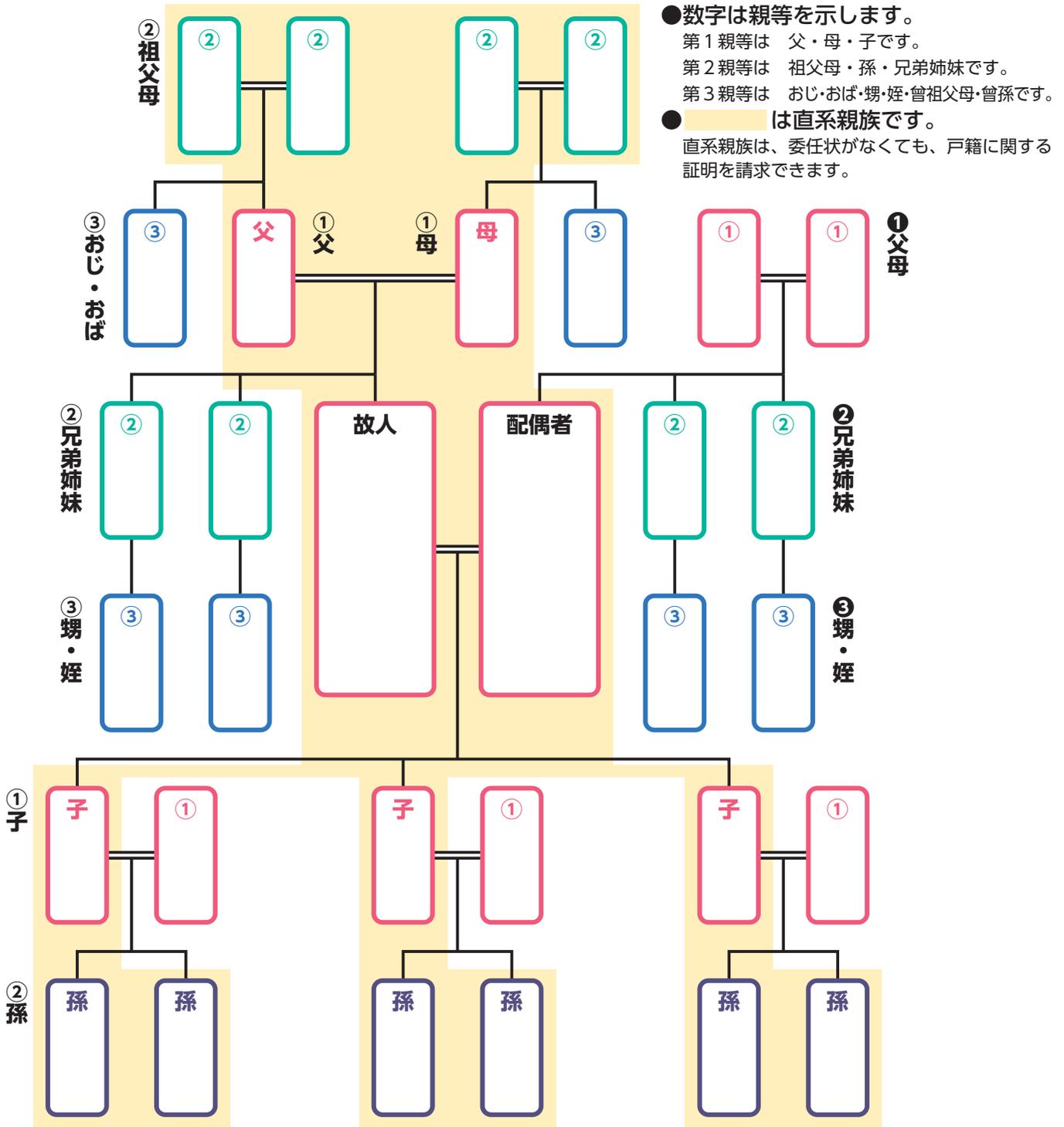
相続登記

- 不動産を所有していた方が亡くなられた場合、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続が必要です。
- 相続登記をしないしていると、権利関係が確定しないため、次の相続が発生したときに、手続がより難しくなるといった不利益を被る可能性があります。
- 令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されます。詳しくは64ページの「相続登記の義務化のご案内」をご確認ください。

問い合わせ先 東京法務局 ☎03-5213-1234

相続手続確認表

相続手続を行うときに、どのような親族関係であるか問われる場合があります。ご確認にお役立てください。



一般的な流れ

区役所内の手続

区役所外の手続

その他